











### 百三十五 成田特定猟具使用禁止区域 (銃器)

成田市三里塚地先の県道八街三里塚線(県道八日市場佐倉線との接点を起点とし、同所から県道八日市場佐倉線を南西へ進み成田市と富里市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み成田市本三里塚一四三番六七の境界線との接点に至り、同所から同所と成田市市道七二七四西三里塚九号線の終点とを結んだ直線を北西へ進み同市市道七二五本三里塚線との接点に至り、同所から同市市道七二五本三里塚線を北西へ進み同市市道七二八六新駒井野一号线との接点に至り、同所から同市市道七二八五小菅溝川小家ノ台線との接点に至り、同所から同市市道七二八六小菅小家ノ台法華塚線を北へ進み同市市道七二八五小菅溝川小家ノ台線との接点に至り、同所から同市市道七二八四十余三小菅線との接点に至り、同所から同市市道七二八四十余三小菅線を北東へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を北東へ進み同市市道三二一〇六二桜田四号線との接点に至り、同所から同市市道三二一〇六二桜田四号線を北西へ進み同市市道三二一〇五九桜田一号线との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道三二一〇五七前原高江線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道三二一〇六二桜田四号線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道三二一〇五七前原高江線を南東へ進み同市市道三二一〇六二桜田四号線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み成田市と香取郡多古町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み香取郡多古町町道多古二〇二六号線の終点から北西へ延長した直線との接点に至り、同所から同直線を南東へ進み同町町道多古二〇二五号線との接点に至り、同所から同町町道多古二〇二七号線との接点に至り、同所から同町町道多古二〇二七号線を南東へ進み同町町道御料地一本松線を南西へ進み成田市市道二二一一二一谷三倉羊舎前線との接点に至り、同所から同市市道二二一一二一谷三倉羊舎前線を南西へ進み県道横之下総線との交点に至り、同所から県道横之下総線を南東へ進み香取郡多古町町道一鍛田大古口線との接点に至り、同所から同町町道一鍛田大古口線を南西へ進み山武郡芝山町町道〇一〇〇二号線との接点に至り、同所から同町町道〇一〇〇二号線を南西へ進み同町町道四B11〇〇三五号線との接点に至り、同所から同町町道四B11〇〇三五号線を南西へ進み県道大里小池線との接点に至り、同所から県道大里小池線を南東へ進み国道二九六号との交点に至り、同所から国道二九六号を南西へ進み同町町道二二〇二六号線との交点に至り、同所から同町町道二二〇二六号線を北西へ進み県道成田松尾線との接点に至り、同所から県道成田松尾線を南東へ進み成田市と山武郡芝山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み成田市市道七二七南三里塚長原川津場線との接点に至り、同所から同市市道七二七南三里塚長原川津場線を北東へ進み県道成田松尾線との接点に至り、同所から県道成田松尾線を北西へ進み同市市道七二七八本城小牧一号线との接点に至り、同所から同市市道七二七八本城小牧一号线を南西へ進み同市市道七二七八南三里塚長原割糸線との接点に至り、同所から同市市道七二七八南三里塚長原割糸線を南西へ進み同市市道七二一三〇本城小牧一号线との接点に至り、同所から同市市道七二一三〇本城小牧一号线を北西へ進み県道八街三里塚線との接点に至り、同所から県道八街三里塚線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 百三十六 国分寺台特定猟具使用禁止区域 (銃器)

市原市郡本二丁目地先の県道五井本納線と国道二九七号との交点を起点とし、同所から国道二九七号を南西へ進み県道五井山倉線との接点に至り、同所から県道五井山倉線を北西へ進み同市市道二二五二号線との交点に至り、同所から同市市道二二五二号線を北東へ進み同市市道二九五〇号線との接点に至り、同所から同市市道二九五〇号線を北東へ進み同市市道二二〇五九号線との接点に至り、同所から同市市道二二〇五九号線を南東へ進み同市市道二四九五号線との接点に至り、同所から同市市道二四九五号線を北東へ進み同市市道二四八五号線との接点に至り、同所から同市市道二四八五号線を北西へ進み県道五井本納線との接点に至り、同所から県道五井本納線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 百三十七 柳井特定猟具使用禁止区域 (銃器)

柏市泉地先の柏市市道〇一一五三号線と同市市道九〇三四九号線との接点を起点とし、同所から同市市道九〇三四九号線を南西へ進み同市市道九〇三九八号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三九八号線を南東へ進み同市市道九〇四七八号線との接点に至り、同所から同市市道九〇四七八号線を南東へ進み同市泉一、一六一番一地先の千葉県立手賀の丘少年自然の家グラウンド北西側管理用道路との接点に至り、同所から千葉県立手賀の丘少年自然の家グラウンド北西側管理用道路を北東へ進み同市市道九〇三五〇号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三五〇号線を北東へ進み同市泉一、二四〇番一地先の千葉県立手賀の丘少年自然の家管理用道路との接点に至り、同所から千葉県立手賀の丘少年自然の家管理用道路を南東へ進み同市市道九〇五八九号線との接点に至り、同所から同市市道九〇五八九号線を南西へ進み県道柏印西線との接点に至り、同所から県道柏印西線を北西へ進み同市市道九〇六三〇号線との接点に至り、同所から同市市道九〇六三〇号線を北西へ進み同市市道九〇六二六号線との接点に至り、同所から同市市道九〇六二六号線を北東へ進み同市市道九〇四一四号線との接点に至り、同所から同市市道九〇四一四号線を北西へ進み同市市道九〇三五六号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三五六号線を北へ進み同市市道〇二二四四号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二四四号線を北東へ進み同市市道〇一一五三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一五三号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 百四十 大栄工業団地特定猟具使用禁止区域 (銃器)

成田市吉岡地先の国道五一号と成田市市道三二一〇八二吉岡六号線との接点を起点とし、同所から同市市道三二一〇八二吉岡六号線を北西へ進み同市市道三二一〇三三〇三吉岡一号线との接点に至り、同所から同市市道三二一〇三三〇三吉岡一号线を南西へ進み同市吉岡七〇九番一地先の同市管理用道路との接点に至り、同所から同管理用道路を北東へ進み同市市道三二一〇〇四吉岡四号線との接点に至り、同所から同市市道三二一〇〇四吉岡四号線を南西へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 百四十一 佐原カントリークラブ特定猟具使用禁止区域 (銃器)

香取市多田八丸番ほか三九七筆の佐原カントリークラブ区域内

### 百四十二 松尾町五反田・祝田・高宮特定猟具使用禁止区域 (銃器)

山武市松尾町五反田地先の県道松尾蓮沼線(芝山はにわ道)と山武市市道松尾二五九号線との接点を起点とし、同市市道松尾二五九号線を南西へ進み同市市道松尾町五反田・松尾町借毛本郷線との交点に至り、同所から同市市道松尾町五反田・松尾町借毛本郷線を南東へ進み同市市道松尾町高宮・富口線との交点に至り、同所





至り、同所から県道君津平川線を西へ進み県道君津鴨川線との接点に至り、同所から県道君津鴨川線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域